



毎年恒例、新年の豚汁

毎年1月に初詣に行き、初詣を終えるといつも少し歩いて、都内にも数店舗ある「ごちとん」という豚汁屋さんでご飯を食べるのが、ここ数年の恒例になっています。豚汁メインの定食屋で、定番の豚汁では麦味噌か米味噌かを選べます。この店で豚汁を食べると「あー、新年だな」と感じます。今年は変わり種で柚子と豆乳の白味噌豚汁を選びました。とてもおいしかったです！（延本）

有給休暇の取得率上昇とプレゼンティーズム

厚生労働省から令和6年「就労条件総合調査」の結果が公表されました。令和5年の1年間に企業が付与した**年次有給休暇(繰越日数を除く。)**の取得率は**65.3%(同 62.1%)**となり、昭和59年以降最も高くなっています。10年ほど前には40%台後半でしたので、実に20パーセントポイントほども急上昇していることとなります。

◆プレゼンティーズム

こうした流れの中で、職場の管理職の中には「最近の若い者は休みばかり取っている」と感じる向きがあるかもしれません。もしかすると、それは「プレゼンティーズム」に陥っているからかもしれません。プレゼンティーズムとは、**単に職場に物理的に存在することを重視する傾向**や、**長時間労働を美德とする考え方**を指します。実際の生産性や成果よりも、職場にいることを偏重する誤った労働観、という意味で使われる言葉です。

プレゼンティーズムに凝り固まるのは問題がありますが、一方で、その場にはないとコミュニケーションが不足し、報連相がスムーズにいかなくなるのも事実でしょう。新しい連絡ツールなどが登場しているとはいえ、その場にいること、リアルな対面での情報交換の重要性が消えてなくなることはないでしょう。

何事もバランスの問題かもしれません。バランスの取れた判断をするためには職場のリーダーや管理者の意識が重要となります。「会社の売上が減っているのに休みばかり取って……」と不満を抱えて憂鬱になるより、売上減の要因を探って対策を考えるほうが建設的です。

時代に適合しない企業は生き残れません。リーダーの考え方にアップデートの余地がないか、立ち止まって考えてみるのも有益かもしれません。もちろん、就業規則などの社内規程のアップデートも忘れずにおきましょう。

【厚生労働省「令和6年就労条件総合調査 結果の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/24/index.html>

障害者の雇用状況と法定雇用率引上げ

～厚生労働省「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」等より
厚生労働省は令和6年12月20日、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を公表しました。障害者雇用促進法

では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率。民間企業においては2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

◆民間企業における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

民間企業(常用労働者数が40.0人以上の企業:法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は67万7,461.5人(3万5,283.5人増、対前年比5.5%増)、実雇用率2.41%(対前年比0.08ポイント上昇)で、雇用障害者数、実雇用率いずれも過去最高を更新しています。一方で、**法定雇用率達成企業の割合は46.0%**(対前年比4.1ポイント低下)となっています。

◆法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率の未達成企業は6万3,364社で、そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、64.1%と過半数を占めています。また、**障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は3万6,485社であり、未達成企業に占める割合は、57.6%**となっています。

法定雇用率は、令和8年度に2.7%へと段階的に引き上げられます。企業は継続して障害者雇用の推進に取り組む必要があります。

【厚生労働省「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001357856.pdf>

労働安全衛生規則改正に伴う一部手続きの電子申請が義務化されました

労働安全衛生規則の改正により、令和7年1月1日以降、労働者死傷病報告ほか一部手続きの電子申請が義務化されました。

◆電子申請が義務化された主な手続き

- ・総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・労働者死傷病報告 等

◆従来の様式の廃止

令和7年1月1日以降は、従前の労働安全衛生規則様式は使用できなくなりました。ただし、パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能です。

【厚生労働省「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

『非常識な成功法則』 神田昌典 (著)

この書籍を私は独立直後の2011年に読みました。ふと思い立ち、年末年始に久しぶりに再読。改めて考えさせられることもあり、感慨深いものがありました。がむしゃらに目の前の仕事に取り組んでいると、ふと「あれ？自分が本当にやりたかったことってなんだっけ？」となることがあります。先行きが見えない時代だからこそ、自分にとっての成功のビジョンを明確にし、やりたいことに突っ走った方が良い時代です。起業する人・独立する人はもちろんのこと、企業に勤める人にとっても、「やりたいこと」、「やりたくないこと」を明確にし、「やりたくないこと」をやらなくて飯が食えるようになるのは精神衛生上大変喜ばしいことです。

